

「和東町チャンネル」利用規約

和東町が提供する「和東町チャンネルアプリ」（以下、「本製品」という）をご利用頂く前に、以下の使用についてご同意頂く必要があります。内容をご確認の上、ご同意下さいますようお願いいたします。本規約は、和東町が住民の皆様の本製品を利用して頂くにあたり、その条件を記載したものです。また、本規約は住民の皆様と和東町との間の契約となりますのでご利用前に必ずお読みください。

住民の皆様が本ソフトウェアに含まれるプログラムを使用されたとき又は本ソフトウェアの一部もしくは全部を複製されたときに、住民の皆様は本契約の締結を承諾されたものとみなされます。

ここで、プログラムを使用するというのは、プログラムを電子計算機上で実行させることをいい、複製とは、何らかの媒体を用いて元のものと同じものを作ることをいいます。本契約のいずれかの条項が非合法、もしくは無効である時、あるいは何らかの理由により施行不可能である場合、その条項は本契約書から切り離されているとみなします。またこれらが本契約上のその他条項の合法性および有効性に影響を及ぼすことはありません。

第1条 ライセンス期間

- (a)住民の皆様が本契約に同意後、本製品の著作権は有効になるものとします。
- (b)和東町は、住民の皆様が本契約のいずれかの条項に違反されたときは、いつでも本製品の著作権を終了させることができます。
- (c)住民の皆様の本製品の著作権は、住民の皆様が本製品を記憶装置から削除すること及び本製品をバックアップメディアから消去または廃棄することをもって終了するものとします。
- (d)本製品の著作権が終了した場合には、本契約にもとづく住民の皆様その他の権利も同時に終了するものとします。住民の皆様は、本製品の著作権終了後直ちに本製品及びその全ての複製物を破棄するものとします。

第2条 権利の許諾

住民の皆様は、和東町により提供される「茶源郷行政情報配信機器給付申請書」にて利用を申し込み、動画及び写真等を視聴・閲覧することを唯一の目的として、和東町より支給した光 BOX+端末に本製品をインストールすることができ、本製品をインストールした端末においてのみ、使用することができます。

第3条 著作権表示、複製等

- (a)本製品の著作権並びにその技術に関する一切の権利は開発者である西日本電信電話株

式会社（以下、「NTT 西日本」という。）及び株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト（以下、「NTT ネオメイト」という。）、または、本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を NTT 西日本及び NTT ネオメイトに対して許可する者（以下、「ライセンサー」という。）に帰属します。

(b)第2条のほか、住民の皆様は、滅失、損壊に備える目的でのみ、本製品を複製することができます。

(c)住民の皆様は、本契約で明示されている場合を除き、本製品の使用、複製、改変を行うことはできません。

第4条 権利の移転等

住民の皆様は、賃貸、リースその他いかなる方法によっても本製品の使用を第三者に承諾することはできません。

第5条 解析及び分析等

本製品のリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルに類似した行為を行う事はできません。

第6条 保証の制限

和東町と、NTT 西日本及び NTT ネオメイト、並びにライセンサーは、明示又は非明示にかかわらず、いかなる説明、性能に関する保証を実施しません。また、商品価値、特定用途への適用、第三者の権利への不侵害を黙示的に保証するものではありません。

第7条 保証の免責

和東町と、NTT 西日本及び NTT ネオメイト、並びにライセンサーは、住民の皆様が本製品の使用により発生したいかなる結果に対する一切の責任を負いません。そのような結果には、本製品の使用またはその使用不能により生じた特別損害、偶発的損害、間接損害、またはこれに類似する損害、併せて住民の皆様のご得べかりし利益の喪失やデータ消失も含まれます。また、そのような損害が生じる可能性について和東町と、NTT 西日本及び NTT ネオメイト、並びにライセンサーが以前から警告を受けていたとしても、損害に対する責任を和東町と、NTT 西日本及び NTT ネオメイト、並びにライセンサーが負うことはありません。本製品に関し発生する問題は住民の皆様のご責任及び費用負担をもって処理されるものとします。

また、本製品によって発生した結果や損害は金銭的・時間的・精神的その理由を問わず、和東町と、NTT 西日本及び NTT ネオメイト、並びにライセンサーは一切その責任を負いません。

第8条 サポート範囲

本製品に対する和東町のサポートは、本製品の機能、操作等、本製品に直接的に関係する範囲に限らせていただきます。住民の皆様がご用意される端末、OS、他社ソフトウェア製品、及びその他周辺機器及びインターネット接続環境に起因するトラブル等はサポートの対象となりませんのでご了承ください。

第9条 情報の取り扱いについて

(a)和東町は、本製品の提供にあたり、以下の住民の皆様事前に確認した情報、及び入力いただく情報の取得、保存を行います。

(1)光 BOX+固有の端末 ID

(2)和東町チャンネル内の記事等の閲覧ログ

(3)所属地区グループ選択の選択内容

(4)アンケート機能の回答内容

(b)上記(1)(2)(3)(4)の情報については、和東町が定める個人情報保護制度(http://www.town.wazuka.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&frmId=39)を適用することとします。

第10条 規約改定

和東町は、随時本契約を改定することができるものとします。また、改定内容は、本製品内で周知するものとします。

第11条 その他

本使用条件にかかわる紛争は、京都簡易裁判所または京都地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。